

講師プロフィール

講演①

こうだ あきのり
幸田 昌則 氏

不動産市況アナリスト



福岡県出身。九州大学法学部卒。リクルートが発行の「住宅情報」誌の創刊責任者を三大都市圏で歴任。

不動産市況アナリストとして、90年バブル崩壊以前の1989年11月に発表した「関西圏から不動産価格が大幅に下落する」は不動産業界に波紋を呼び、予測の正確さが実証されて以来、長年にわたって不動産市況について発信を続けている。

また、近年では、高齢化社会の進行や人口減少、更に、ネット社会の到来や、様々な格差の拡大が、日本の不動産市場に構造的な変化を与えていると指摘している。的確な市況分析と助言とで、多くの支持者を擁するマーケット分析の第一人者。

現在は、ネットワーク88を主宰。不動産業の経営、事業・営業戦略のアドバイス、幹部研修などでも活躍している。

講演②

おおかわ たかゆき
大川 隆之 氏

弁護士(深沢綜合法律事務所)

平成10年3月 中央大学法学部法律学科卒業

平成10年11月 司法試験合格

平成12年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

深沢綜合法律事務所入所

- ・東京都宅建協会宅地建物取引士法定講習講師
- ・中央大学法科大学院(ロースクール)実務講師(平成23~26年)
- ・中央大学法学部講師(平成27年より)



～講演内容～

『民法（債権法）改正に伴う売買契約に関する留意事項

～新書式案のポイント～』

民法（債権法）が約 120 年ぶりに大改正され、令和 2 年（2019 年）4 月 1 日から施行されます。特に売買契約に関しては、債務不履行責任や危険負担の規律が変更されたり、瑕疵担保責任が契約不適合責任に転換されるなど、重要な改正が多くなされています。

全宅連では売買契約書の書式の改定作業を進めており、一部は公開も始まっています。

宅建業に関わる皆様には、新書式の内容について十分にご理解いただく必要があります。

今回の講義では、売買契約に関する改正民法の内容を紹介するとともに、売買契約書の新書式についてポイントや注意点をわかりやすく解説します。